

## 刑法改正に関する変更箇所のお知らせ

本書の内容のうち、刑法改正(平成16年3月1日施行まで)に対応するように、以下の記述を読み替えてください。

### 司法書士 厳選！ 速効問題集 勝つための戦略(ヒント)Vol.7刑法(各論)

頁	訂正箇所	誤	正
P176～77	肢イすべて	「有価証券」とは、財産上の権利が...有価証券変造罪が成立する(刑法162条1項、最決平成3・4・5)。	かつては、そもそもテレホンカードが有価証券といえるのか、有価証券だとして、その磁気的情報部分を改竄することが、有価証券の変造といえるのか、が争われていた。判例は、テレホンカードも有価証券にあたり、その磁気的情報を改竄することは変造にあたる(最決平成3・4・5)、として刑法162条の有価証券変造罪の成立を認めていたが、平成13年の改正により、新たに「支払用カード電磁的記録に関する罪(同法163条の2以下)」が新設され、本肢のようなテレホンカードの変造による罪は、支払用カード電磁的記録不正作出等の罪(同法163条の2)に問われることになる。

初版第1刷 ISBN4-8125-1779-6C3032Y2400EDAI-X出版